は、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）					
書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面	第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	第十条の二十三第二項第四号ロ
一月	六月	第十条の二十六第一項	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況	第十条の二十八第一項第三号ロ
三月	六月	第十条の二十八第一項第一号ハ			

９　貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二号）の施行の日から令和六年七月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面を保存することができる。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の貸金業法施行規則（以下「新規則」という。）附則第八項の規定（同項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、令和五年十一月二日から適用する。

（調整規定）

2　貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第八項に規定する特例対象者である場合においては、令和六年七月三十一日までの間、貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）附則第九条の二の規定は、適用しない。